

まち連だより



2018年
高裁結審号



まち連HP

幸福の科学学園・関西校の建築裁判の控訴審が結審 ～大阪高裁判決は2018年11月26日～

幸福の科学学園・関西校(KKG)の校舎・寄宿舎棟の除去・使用停止等の義務付け命令を大津市に求める訴訟(以下、建築裁判)は、2018年7月30日の公判で結審しましたので、ご報告致します。この裁判は、2017年3月23日の大津地裁の判決で、学園用地の地盤、特に北側斜面の地滑り危険性を認定しながらも、対策を義務付ける命令を発する措置は不要という判断を不当とした控訴審でした。本号では、大阪高裁での訴訟経過と主要論点についてお伝え致します。

(大阪高裁での主張概要) ※詳細は裏面を参照下さい

地裁判決を全面的に支持するという主張に終始した大津市に対して、下記の3点を中心に主張を行いました。

- (1) 学園区画が宅造法上の完了検査の未受検地である事は明白で、一次防災管の確認がされないまま
- (2) 「一次防災管が機能している」という地裁の事実認定は、排水の現況に照らせば誤り。これが根拠の地裁判決は不当
- (3) 今なお進行中の学園北側斜面の地滑り兆候を放置する安全措置命令不要の判断は、裁量権の逸脱の観点で不当

“地盤の危険性だけが認められた”地裁判決の是正を

大阪高裁に対しては、まち連の活動で控訴審期間中も含めて継続的に定点観測で収集した写真・動画を提出し、更には住民による口頭陳述も行いながら学園用地が常時湿潤な様子や、排水不備の状況を確実に理解頂けるよう訴えて参りました。

残念ながら、学園北側の斜面地については、大津地裁判決においても従前からの住民の危惧の通り、大規模地滑り発生の恐れが肯定された判決となっています。

一方で、このように危険な状態が裁判所に認定された状態で、なお何も手段を講ずることができない状況は、学園用地の周辺に居住する住民として容認できる状態とは到底言い難く、むしろ不安が増大しているところです。

学園と大津市の双方が学園設置計画の当初からの指摘を無視し、長期に渡って放置してきた問題に対して、今回の控訴審の判決で、実質的な地域住民の安全が担保されるような結果を望みます。

[振り返り：KKG建築に関する裁判の経過]

時期	出来事	原告	審理	結果
2011/12 ～2012/6	建築審査請求 (審査請求人8331名 という全国最大の事例に)	仰木の里 住民 8331名	大津市 建築 審査会	却下 (開発非該当が理由) ※原告適格者150名超
2012/8 ～2012/11	建築確認取り消し 執行停止の申立	建築 審査会 での 原告 適格者 150名超	大津 地裁	棄却 (緊急性要件を満たせず)
2012/8 ～2013/5	建築確認取り消し訴訟			却下 (建築物完成のため 詳細審理前に終了)
2013/6 ～2017/3	校舎・寄宿舎棟の除去・使用 停止等を求める義務付け訴訟 (第一審)			請求棄却 (原告適格満たすも、 義務付け不要の判断)
2017/4 ～現在	校舎・寄宿舎棟の除去・使用 停止等を求める義務付け訴訟 (控訴審)	地裁判決の 原告適格者を 中心に22名	大阪 高裁	2018/11/26 判決予定

お知らせ 大阪高裁・判決日程

日時：2018年11月26日(月)13時15分

場所：大阪高等裁判所・別館8階84号法廷

まち連学習会の開催について

日時：2018年12月2日(日)14:00-16:00

会場：仰木の里小学校 ふれあい学習館

弁護団による高裁判決の解説や今後に向けた議論を行います。

みなさまのご参加をよろしくお願いいたします。



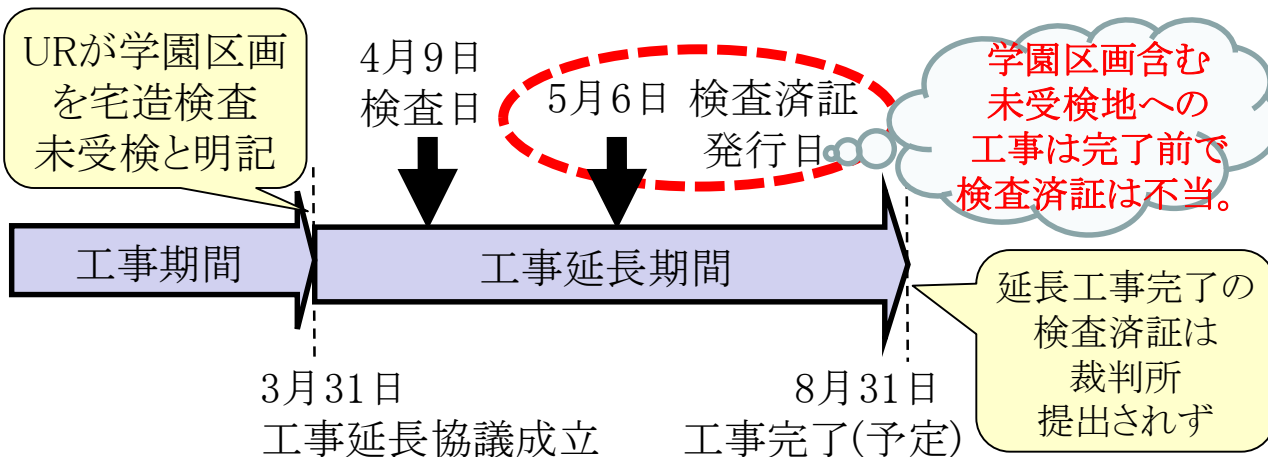
学園区画は”開発未了地”。年々進行する地滑り危険の除去のため、義務付け措置を。

控訴審である大阪高裁の審理では、2017年3月23日の大津地裁判決で認めた原告適格・地滑り発生の蓋然性は当然認められる事を前提としたうえで、義務付け命令が必要と覆すべく、控訴人・弁護団による主張が行われました。義務付け措置命令が不要とされた地裁判断については、地滑りの危険が年々目に見えて進行している状況では、他に危険を回避する方法が無く、不可欠であることが強く主張されました。

計画変更の届出時点で、宅造法の完了検査は”未受検” ～宅地形状の変更に伴う延長工事完了前に何故か検査済証を発行～

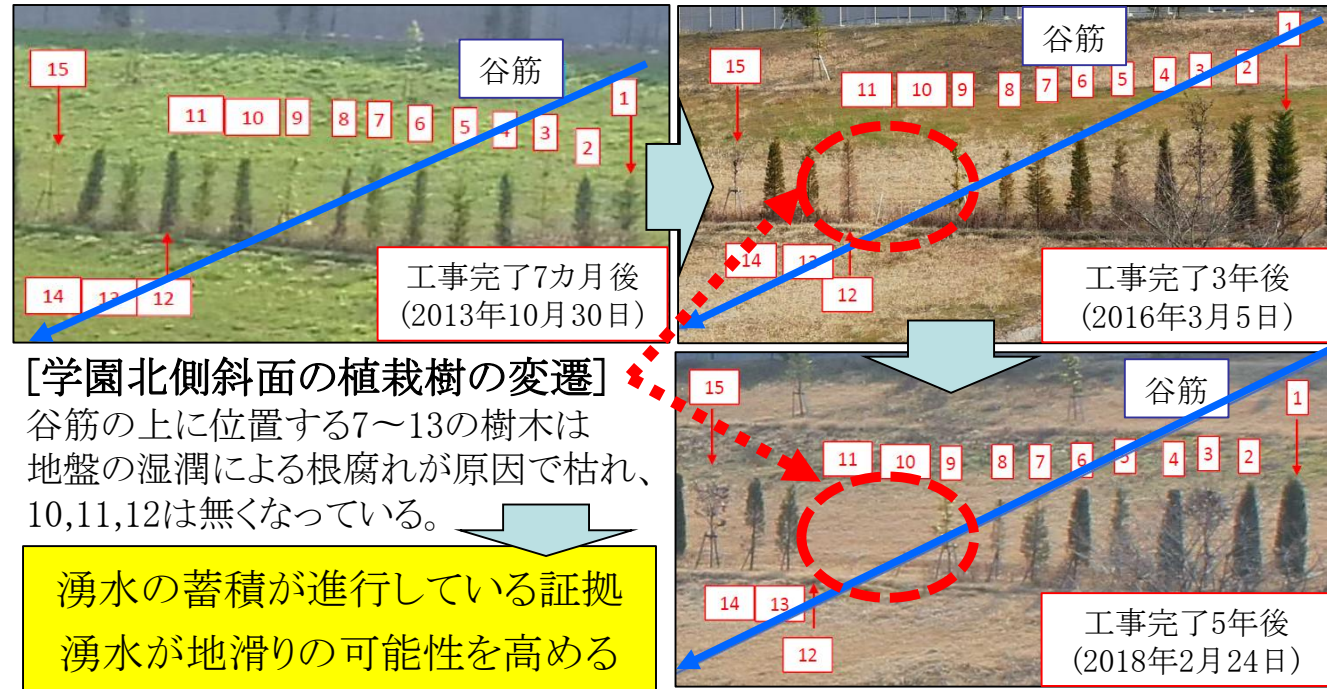
控訴審では、新証拠として”宅地造成に関する工事の一部変更協議成立通知書”(甲191号)が提出されました。大津市発行のこの通知書には、(1)平成15年8月31日への宅造工事の工期延長、(2)当初申請に対する形状の変更の計画、(3)学園区画を含む土地が同年3月31日時点で”宅造完了検査未受験地”である事、が明記されていました。しかしながら、大津市はこの経過に協議という形で関わり、学園含む区画の延長工事の完了が確認されていない中で、**同年5月6日に検査済証を発行**していたのです。大津市は、「**当時担当者の記憶**では、3月31日に全て工事が完了していた」と反論しましたが、その主張を証明する証拠書類は提出できませんでした。この検査済証は、地裁判決で宅造工事を正当化する唯一証拠とされましたが、控訴審で文書発行の経緯が明らかとなる事で、その正当性が大いに揺らぐ結果となりました。

学園区画への宅造法上の検査済証の発行経過 (平成15年)



学園北側斜面の植栽樹が無くなるほどの湧水が年々蓄積

更に控訴審では、学園寄宿舍棟北側法面には地下に豊富な水が存在している事、しかも、それは経年によって地滑りに直接関与する谷筋に沿うように蓄積されている事が主張されました(甲185)。まち連の定点観測データを時系列に並べると、植栽木が何本も枯れて無くなるほどの湧水が発生している事が確認されています(下図)。



一方、学園区画からの排水を受け持つ一次防災管からは、降雨時でも殆ど水量が無く、排水設備として機能していない事は前号まち連だよりで既報の通りです。今後も放置すれば、寄宿舍棟北側法面の地滑り発生の危険性を助長する斜面内部の地下水の増加を止める術がありません。許認可に関した大津市の裁量で是正命令を行わない事は、進行する危険を考えれば極めて不当で、判決で是正すべきと考えます。

のぼり旗・ボード掲出継続の届出完了のご報告

仰木の里地域で掲出中の”のぼり旗”と”ボード”について、2018年6月18日付で屋外広告物条例に定める毎年の更新届出を行い、大津市に受理されました。残念ながら、学園に対する住民からの質問・懸念への問い掛けに対しては、計画当初より学園が早々に閉口した状態が続いています。今の状況では「仰木の里地区への進出は容認できない」という意思表示を続けざるを得ません。なお、著しい破損のある掲出物は、条例遵守のため修復等の依頼をさせて頂くことがあります。よろしくお願ひします。

